

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第22報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。

- ・令和元年12月27日 保医発1227第4号 「検査料の点数の取扱いについて」
- ・令和元年12月27日 事務連絡 「「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正」の一部訂正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
402	右	下から10行目	<p>D006-6 免疫関連遺伝子再構成</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) JAK2遺伝子検査</p> <p><u>ア 本検査は、区分「D006-6」免疫関連遺伝子再構成の所定点数を準用して算定する。</u></p> <p><u>イ 本検査は、骨髄液又は末梢血を検体とし、アレル特異的定量PCR法により、真性赤血球増加症、本態性血小板血症及び原発性骨髄線維症の診断補助を目的として、JAK2V617F遺伝子変異割合を測定した場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。</u></p> <p><u>ウ 本検査、区分「D004-2」悪性腫瘍組織検査「1」の悪性腫瘍遺伝子検査、区分「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査又は区分「D006-6」免疫関連遺伝子再構成のうちいずれかを同一月中に併せて行った場合には、主たるもののみ算定する。</u></p>	<p>D006-6 免疫関連遺伝子再構成</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(新設)</p>	字句挿入
855	右	上から10行目	<p>K617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術</p> <p>(1) 所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り算定し、一側につき1回に限り算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。</p> <p>(2) 血液逆流を伴う<u>伏在静脈本幹</u>に接着材を注入し血管を閉塞した場合は、所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り、本区分の所定点数を準用して算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。</p>	<p>K617-4 下肢静脈瘤血管内焼灼術</p> <p>(1) 所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り算定し、一側につき1回に限り算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。</p> <p>(2) 血液逆流を伴う<u>大伏在静脈</u>に接着材を注入し血管を閉塞した場合は、所定の研修を修了した医師が実施した場合に限り、本区分の所定点数を準用して算定する。なお、当該手技に伴って実施される画像診断及び検査の費用は所定点数に含まれる。</p>	